

平成26年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成26年1月24日（金）午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出 席 委 員

1番 掛川 正治	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 斉藤 隆	
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 斉藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠 席 委 員

6番 染谷 智一郎

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美宣
次 長	飯塚 豊
農地係長	落合 敦

6. 欠席事務局職員

次長補佐 大野 祐信

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

報告第4号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

報告第5号 農地中間管理機構の業務における農業委員会の積極的関与について

報告第6号 農地パトロールの結果について

議長 ただ今から平成 26 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は 18 名の委員に出席いただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

18 番 川村泉治委員

19 番 増田勝己委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日は議案第 1 号の 1 議案についてご審議いただきたいと思います。議案第 1 号は「農用地利用集積計画（案）について」でございます。継続が 1 件となっております。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆さん、議案書 1 ページをご覧くださいと思います。

議案第 1 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められていますので、この会の意見を求めます。平成 26 年 1 月 24 日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第 1 号は農用地利用集積計画に伴う賃借権及び売買による所有権等の設定で、継続が 1 件となっております。継続の整理番号 1 については、借受者は都部新田にお住まいの農業者の方です。利用権を設定する土地は都部地先の田一筆、1,571m²でございます。賃借権の設定で、10 アール当たりコシヒカリ 90kg でございます。

以上です。

議長 続いて、議案第 1 号について須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤調査会長 それでは議案第1号の調査結果を報告いたします。今回の案件は継続が1件でございます。

借受者は都部新田の農家の方で、59歳です。営農状況については、耕作面積が約6.4ヘクタールで一人で耕作しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は全員一致で決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり決定することにいたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告事項を報告させていただきます。

報告第1号及び2号について初めに説明させていただきます。議案書は2ページから3ページになります。お開きください。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」で、2件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地となっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、3件受理しました。転用の目的及び転用事由は宅地2件、資材置き場1件となっております。

続きまして、報告第3号「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書4ページから7ページの4件、16筆でございます。この内容につきましては平成25年12月26日に諮問し、平成26年1月14日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」と

の回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告させていただくものです。

続きまして、報告第4号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」は議案書8ページをご覧くださいと思います。

選挙人名簿登載申請書の記載内容については本日の総会前に委員の皆様にお集まりいただき、選挙権の有無を審査していただいたところでございます。その結果につきまして選挙人名簿申請書としてまとめ、平成26年1月31日に会長決裁をいただき、我孫子市選挙管理委員会へ送付させていただきます。

続きまして、報告第5号「農地中間管理機構の業務における農業委員会の積極的関与について」は議案書9ページをご覧くださいと思います。また、配付させていただきました資料も併せてご覧くださいと思います。

千葉県農林水産部長から農業委員会会長あてに依頼文書が届きましたので報告するものです。詳細につきましては、農地中間管理機構関連2法が平成25年12月13日に公布されたことに伴い、農業委員会の積極的な関与について依頼を受けたものです。事務局といたしましても今後の中間管理機構に関する動きの情報をいち早く吸収することに努めます。併せて、会長や委員の皆様には総会の場、または場を設けてお知らせしていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、報告第6号「農地パトロールの結果について」は議案書10ページをご覧くださいと思います。

12月総会においてご報告いたしました農地パトロール調査結果の内容につきましては先日染谷委員から誤りのご指摘をいただき、発見することができました。指導通知を発送する前でしたので大事に至らずにすみしました。染谷委員、今日ご欠席ですけれども、本当にありがたく思っております。

内容につきましては一部地番に誤りがありましたので訂正させていただきます。訂正前が日秀新田宮下100番の1及び100番の2を101番の1及び101番の2に訂正させていただきます。併せて所有者の訂正もしましたのでご報告させていただきます。これから文書を発送させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上です。

議長 以上、報告第1号から第6号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほど開会前に事務局にもちょっと申し上げましたが、報告第3号の千

葉県農業会議の諮問に対する回答について下記のとおり報告しますという記載があります。その許可年月日が平成 26 年 1 月 14 日になっています。この日は許可相当の日ということですが、これから気を付けますということですが、これをひとつこの総会に諮っていただいて。今後の善処の仕方というか、どのように処理するつもりですか。事務局お答え願います。

議長 事務局。

事務局 会議前にもご指摘いただいたんですけども、分かりづらいと。確かに許可年月日と書いてありますので、この日に許可書を発行したのかなというふうにとれます。実際はこの 14 日というのは農業会議が開会されて、私が説明に行きまして許可相当になりました。農業会議の諮問の回答日というのでしたら阿曾委員も皆さんも分かりやすいということですので、訂正させていただいてよろしいでしょうか。お諮りいただければありがたいと思います。許可年月日を。

阿曾敏夫委員 この 14 日というのは許可相当日なんですよ。

事務局 ええ、許可相当年月日です。

阿曾敏夫委員 そうですよ。本来なら許可相当。

事務局 かつこ決議日。

阿曾敏夫委員 その辺の表現。許可年月日。確かに 1 月 14 日に許可になった。次の日じゃない。許可になっているわけですから。だから公文書も主語が抜けているわけだね。

事務局 通知が来まして、すぐに許可申請をやっているんですけども、他法令があったので。他法令というのは開発行為だとか、そういったものがありましたら伸びる可能性がありますから、ここで報告させていただきたいのは農業会議にお諮りして、農業会議で許可相当になったという日。

阿曾敏夫委員 許可相当といっても許可年月日と確定しちゃっているからね。その辺の表現の仕方がね。

議長 それではこの表題の文言を。

阿曾敏夫委員 いや、分かりやすく許可相当で。だからこれを県の農業会議に質問してしまっている。許可相当として質問しているわけだからね。そのように報告しますならあれだけど。許可年月日は1月14日。

事務局 もうちょっと説明させていただきますと、何を言っているか分からないけども、我孫子市は2ヘクタールまで皆さんのご審議内容で許可することができるんですけども、県の意見を聞きなさい。我孫子市では許可になったけども、今度千葉県農業会議というところで審議しなさい、そこで許可相当になったら初めて出していいという決まりが。それで、その1月14日に許可相当になりましたという事実。そこで初めて事業者さんに許可相当ですよ、あなたの許可申請の内容について許可相当ですよという許可書を発行するという。以上を踏まえて、許可年月日というのは阿曾委員のご指摘によると分かりづらい、この日に出したってというご意見ですね。

阿曾敏夫委員 はい。

事務局 それはあくまでも許可相当。許可してもいいよ、許可に相当するよという諮問の回答というふうにご理解いただければありがたいと。これはちょっとわかりにくいですね。

以上です。

議長 いかがですか。

事務局、その辺改めて下さい。

ご異議ありませんか。

(なし)

ではそのように事務局改めて下さい。

そのほか質問ありますか。

(なし)

なければ、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第1回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人